

1 審議会名	上田市公文書館整備検討懇話会
2 日時	平成27年11月13日 午後1時30分から午後3時00分まで
3 会場	本庁舎5階 第三委員会室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、西入委員、堀内委員、横山委員
5 市側出席者	宮川総務部長、中村総務課長、塩崎文化財保護担当係長、倉澤博物館長、宮島文書法規係長、坂口文書法規係主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成27年12月25日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 公文書館整備基本計画について

(第3 公文書館の機能、(3)資料の保存 以降)

意見・質問等：次のとおり

第3

(委員) 資料1の1ページ、1の(2)の部分だが、前回、「図書その他の刊行物」と入れたらどうか、また、イの古文書等の収集のところで「地域史料」という文言で括ったら古文書も入るのではないかという意味のことを言った。公文書館法第2条に定義として「この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。」とあり、更に解説文では「公文書とは公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録を、その他の記録とは公文書以外の全ての記録をいい、またこれらすべての記録の媒体については、文書、地図、図面類、フィルム(スライド、映画、写真、マイクロ等) 音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等の如何の問わないものである。従って、その他の記録には、図書、古文書、その他私文書も含まれることになる。」と説明がある。前回ウとして「図書その他の刊行物」と入れてはどうかと言ったが、それもひとつだが、その他の記録の中のフィルムやスライド等が落ちてしまっているため対象に入れなければならない。絵図、地図、録音テープといった資料も収集していく必要があるが、今のところ基本計画の中にそのような文言がない。入れておかなければならないと思う。最初から集めるということでもそういうものは当然収集せざるを得なくなる。最終的な基本計画には入れるべきである。(2)の資料の収集のところで公文書の収集と古文書の収集とあるが、そのほかに図書その他の刊行物あるいはその他の記録というように、今までの中で落ちている部分も収集対象に入れておかなければならないと思う。

(総務課長) 公文書館法2条で「公文書その他の記録」という表現をしている。前回の懇話会の際はアとウを一緒にして「図書その他の刊行物」としたらどうかという意見をいただいたが、あまり細かく分けてもいけないので、イを公文書館法に合わせるとすれば、「その他の記録」というようにま

とめてしまえば刊行物等が入ると思う。次回までに検討する。

(委員) 2の部分で、利用普及機能とある。普及啓発のところと調査研究機能とどちらに入れるべきか迷っている。どちらにも関係するかと思うが、普及啓発のところでは追加した方がいいと思うのは市民向けの活動の部分で、編集、出版という事業である。公文書館にどのような資料が収蔵されているかわかるよう、資料目録を作るというのも市民向けの活動の1つとして挙げられる。各公文書館では、公文書館に勤めている方が研究活動をしたものをまとめて研究紀要等を作成したり、研究成果を発表するなどしている。これら事業も位置づけていただきたい。編集や刊行の中では、上田市の特徴をわかりやすく伝えることができるよう、研究成果を冊子のような形で出していくことも必要である。それらを含めて「編集・刊行・出版」という一項目があってもいいのではと思う。職員向けの活動について、歴史資料として保存する意義について現用文書段階から教育をしていただきたい。この懇話会で配られている資料も歴史資料のひとつとなる。日常業務に携わっている職員の方々には、毎日の仕事の中で作成する資料は将来貴重な資料となるという意識を持っていただきたい。現用文書から歴史資料として保存する意義を認識してもらうよう、現用文書という文言を入れていただきたい。

(総務課長) 1点目については、松本市がこのような記録を作成している。普及啓発の部分の方がいいのか調査研究の方がいいのかまた検討する。2点目だが、廃棄年月日が来てからではなく文書作成の時点からそういう認識を持たせることと考えている。あえて現用文書と入れなくてもそのような解釈でこの計画案を作成してある。

#### 第4

(委員) 運営協議機関について、資料を購入するといった場合、購入についても運営協議機関において審議するのか。あるいは別組織を考えているのか。

(総務課長) 資料の収集については運営協議機関の中で御審議いただきたい。知識や経験を持たれた方を委員として選任したいと考えている。

(委員) 資料に、資料の非公開に対する不服申し立ての審査とあるが、情報公開法の関係だと弁護士が入るなど相当の人材が選ばれているかと思うが、資料の価値の判断と非公開に対する不服申し立ての審査と性質が違う仕事をこの中で全て行うことは可能なのか。

(総務課長) 情報公開の場合は情報公開・個人情報保護審査会という機関があり委員が6名いる。中には弁護士の方、司法書士の方、税理士の方等があり、専門的な立場から上田市が行った不開示に対して妥当かどうかを判断いただく。運営協議機関を別に設けるといった判断もあるが、市の中で複数の審議機関を設置することは行政改革の面からも難しい。古文書を見ることのできる方と弁護士のような不開示に対して妥当かどうか判断していただける方両面で入れたらどうかと思っている。不開示もしくは部分開示をして、全て見せなかった場合や一部消して見せた場合には、審査会の中ではインカメラといって隠した部分を全て公開して委員に見ていただいた上で妥当かどうか判断していただくようになる。弁護士のような立場に加え、古文書類を非公開にした場合は古文書を見ることのできる方がいないと審査が難しい。ひとつの機関で両方の立場の方を入れてやっていきたい。

(委員) 組織、職員について、知識、経験を有する職員とあるが、初めてそのような立場に立つため、早めに養成の機会を取っていただき、他の公文書館への視察、しばらくの間研修に行くなど考えていかないと難しい。検討していただきたい。

(総務課長) 専門的な立場と言っても、市の職員の中で公文書館の専門職員の育成はしていない。国立公文書館において5日間ほどの研修があり、方向性が決まったら職員を派遣して研修を積ませたい。古文書が読める方、また行政文書の分類等についても知識のある方と2面が必要である。それを全て正規職員でまかなうか嘱託とするかも検討事項である

## 第5

(委員) 方向が出ているため施設関係はいいかと思うが、準備体制の整備について、この基本計画に具体的に準備室を設置して準備体制を整備するという文言を入れるのは難しいのか。

(総務部長) 組織に関する部分については、準備室を置くのか、総務部総務課内に置くのかの検討が必要となり、更には準備室の新設に伴う組織改正と予算措置を議会に認めていただかなければならぬため、ここでは準備体制を整備するという文言で御容赦いただきたい。課長職のポストを増やせるか、また室を増やせるかという問題について行政改革の面からも考えなければならない。

(委員) どうしてこの発言をしたかという、このまま1、2年先延ばしになってしまうのが心配なためである。明確にしていきたい。具体的に市長に提言をした方がいいのではないかと。先延ばしにならないように準備に入っていただきたい。

(総務部長) 計画書として懇話会での案として提言する。そこに附帯意見としてこれを確実に進めるための予算や職員体制、研修、準備室の組織としての位置づけや整備などを入れて市長に提言いただくような形も取れるかと思う。次回までに体裁も示せればと思う。

(委員) そのような提言も可能ならば、タイムスケジュールとかいつこうあるべきだということに到達するなどということが書かれていたらありがたい。目録のウェブ公開についてお話ししたら、順次可能なものからというお話があったが、一体いつになったら目に見える状態になるのかと思った。附帯意見にゴールが明確に記載されていればそちらに向かって進むだろうが、この段階から可能なものから検討したいではどこに消えていってしまうかわからない。ゴールとかタイムスケジュールについても入れればいいと思う。

(総務課長) ウェブ公開について提言書の中に入れるということ是可以する。スケジュールについては予算も含め議会も通さなければならず、勝手に決めるわけにはいかない。懇話会として計画に盛り込まれていない事項であるが、ぜひやってほしいということは提言書に入れることはできる。

(委員) 消えていってしまうことがないようにしていただきたい。

(委員) 丸子郷土博物館に展示してあるものをどこかに移動させないと整備ができない。2階に貴重な展示物があるかと思うがそれをどうするかについて話し合うことはしなくていいのか。

(総務課長) 丸子の地域協議会でお話をしたが、私どもの一つの案として、カネボウ跡地の食堂棟に移してはどうかという話もあるが、その利活用を考えている検討会もあり、ここで決めてしまうわけにはいかない。あくまで一案であり、その場所だけでは足りず、絵画やレコード等かなりたくさんあるため、一か所ではなく複数個所での保管が必要となる。丸子郷土博物館を公文書館として活用すると決まらないと、その次の段階に進まない。

(総務部長) 博物館も運営協議会がある。丸子郷土博物館の一部転用、機能分担の案をもっていったときに、今後どのように保存し、整備し、公開していくかという課題は、あちらにもあるため、まずは博物館協議会にその案を渡さないといけない。

## 第6

- (委員) 条例の制定について、仮称となっているがどのような名称になるか。
- (総務課長) 仮称の前に上田市がついて「上田市公文書管理条例」となるかと思われる。国は「公文書等の管理に関する法律」だが、その条例版のようなニュアンスとなる。
- (委員) 寄贈、寄託、購入について、条例の中ではなく、別の規程を定めることとなるのか。
- (総務課長) 博物館への寄贈・寄託については、博物館管理規則に定めがある。公文書管理条例はあくまでも上田市での公文書の管理について定めているが、名称はともかくとして、公の施設としての公文書館設置条例を作るため、その管理規則で公文書館への寄贈・寄託について決めるようになるかと思う。
- (委員) 購入は必ずある。上田市としてこういう資料を収集しておかなければならないという資料は必ず出てくる。最初から外してはまずい。購入という文言を入れておかなければならない。運営協議機関で最終的に購入するか判断するようになると思うが、文言として寄贈、寄託、購入まで入れておかなければならない。市町村ではあまりないかもしれないが、年に1点2点ほどは、散逸してしまっている資料がほしいという場合が必ず出てくる。

全体を通して

- (委員) 未だはっきりしていないのは公文書館の名称かと思うが。
- (委員) ある人と話した際に出た意見では、丸子の郷土博物館を利用し、蚕糸関係は残すかと思うが、その名前も使いながら、公文書館の名前も使いながら、両方を満たせるような名前はないかと言っていた。蚕糸関係のものは併設で行くのか、将来的には分離させて蚕糸関係を別に集約させる構想があるのであれば別だが、併設の状態ですっといくのであれば両方の名前を生かせるような名前は付けられないものかと言っていた人もいた。
- (総務課長) 今回は丸子郷土博物館の機能を残しながら併設するという形となるため、設置条例とすれば、丸子郷土博物館設置条例1本、公文書館の設置条例1本の計2本の条例になるため看板を2つ掲げるようになる。ただ、通称や愛称のようなもので、丸子郷土博物館兼公文書館の建物の名前を何らかの形で、条例ではなく通称でつけるということも考えられる。
- (委員) 委員からお話のあったある方からの意見について、それは丸子郷土博物館に蚕糸関係が残ると考えている方がおっしゃったのか。
- (委員) 残るといよりは、今のところ併設となるかと思うが。
- (総務課長) 案では、1階の鳥羽山洞窟遺跡については残し、2階の蚕糸関係については他の施設に移すことを考えている。
- (委員) 考古関係の資料の展示のみが残る。また資料も一部は残していただきたい。
- (委員) ある方からの意見を聞いた時、そのような考え方もあるのかと思った。
- (委員) 依田社の関係の資料は収集しているのか。
- (博物館長) まとまったものはない。
- (委員) 個々人のお宅にはあるかと思う。
- (委員) 依田社のPRフィルムはどこに所有か。
- (博物館長) 教育委員会の丸子郷土博物館の所有である。
- (委員) 大事な記録資料である。蚕糸関係だからと言って全て他の施設に持っていかれてしまうと保管等の問題が出てくる。慎重に分類していかなければならない。
- (委員) 上田というところは冒頭にも言ったが蚕都上田である。公文書館ができた際は、博物館もそう

だが資料を見せてくれという人が必ず来る。その関係の資料がないということは何の施設だとなる。この地域の特徴のもう一つは軍都上田であり、当然資料を要求されるため集めなければならない。近現代で言うと自由大学や大正デモクラシーなど、先進的な地域であるためこの資料はないかと言う人が必ず来る。その関係の映像や絵画資料等は集めざるを得なくなる。また収集せざるを得なくなる。そうでないと上田に建てる公文書館に特徴がなくなる。提言の際に最後に言おうかと思っているが、この地域はどういう特徴をもっている地域で、それにふさわしい公文書館を作らなければならないと提言に文章を添えなければならないと思う。長野県立歴史館を作る時もそうであった。

(委員)今の市立博物館は上田城の中にあり、どちらかという上田城、上田城下町のガイダンス施設的な存在である。博物館の設置条例では総合博物館という位置付けだが、将来的に考えた場合に蚕糸関係等が本当に公文書館でいいのかというところは難しい。できれば古代から始まって今日に至るまでを博物館の中で物を見ながら学習できる、理解できるというものであってほしい。そのあたりの棲み分けが非常に難しい。随時検討していただきたい。

(総務部長)教育委員会で策定する、来年からの3年計画の歴史文化基本構想については。

(事務局)国分寺を中心にした古代から中世の仏教関連の文化財、上田城を中心とした城下町関連の文化財、近代の蚕都上田に関する文化財の3つを大きな柱として関連する文化財の調査を進め、将来的には日本遺産への登録に結び付けていこうというものである。あくまで計画のため、どこで整備するか等詳細は決まっていない。今あるものの日本遺産としての登録を目指すものである。

(総務部長)ただ単に日本遺産への登録を目指すものになってはおかしなものになるため、教育委員会で委員会を作って計画作成を行っていくことになるかと思う。市として、市民として今の文化価値をどう捉えて保存して活かしていくかという議論が当然そこにあることとなるかと思う。

(委員)上田は古代から始まって特徴のある地域である。その特徴を時代ごとに明らかにしてそれにふさわしい資料が各施設にあるようにしていかなければならないし、なければそれらを集めるための努力をしなければならない。そのため購入という単語が出てくる。博物館は博物館で、図書館は図書館で、公文書館ができれば公文書館で構想を練り、相乗効果をお互いに持ち合いながら、この地域はこういう特徴をもっているということがどこの施設に行ってもわかるように、更にはこの施設はより豊かにわかるという環境を作っていくべきである。公文書館の果たす役割は非常に大きい。今までの施設とはまた違った施設である。

(総務部長)先生方の御意見を伺っていると、果たして人事当局として期待に応えられる館長を配置できるか心配である。様々な研修をさせていただき、また皆様からフォローアップしていただきながらやっていければと思う。

(委員)7ページの保存期間の見直しについて、文書管理制度における公文書の保存年限が記載されているが、永年区分が廃止されてしまうのか。

(総務課長)国の公文書管理法の中でも同じだが、30年経ったら文書を廃棄するというのではなく、30年経ったところで再度見直しをするという意味であり、国の公文書管理法に合わせたようなかたちを考えている。初めから永年としてしまうと見直す機会がなくなってしまふ。

(委員)資料2の選別基準(案)は議論しないのか。

(総務課長)これはあくまでも参考であるため、これがどこか計画に入るわけではない。

(委員)資料2について、選別される歴史公文書等で4項目あるが、3つ目の昭和の大合併頃の資料について1つの項目として入れてあるが、1項目を入れる必要はないのではないか。(1)の中に入

れてしまっではどうか。

(総務課長) 4市町村がそれ以前に合併した時の資料、例えば塩田支所や川西支所に保存されているものであるが、中を見させてもらうと現金出納簿のような本来捨てられてしまうような書類も保存されていた。ただ、そのような書類も100年も経つと貴重な資料になってしまう。それも入れておかないと、(1)だけにしてしまうと今の市の伝票類と同じものであるため廃棄されてしまう危険がある。塩田支所や川西支所といったようなところに残されている昔の塩田町や川西村の文書は、今の上田市の文書規程では、廃棄してしまうものであるが、あえて残しておくという趣旨で入れた。丸子、真田、武石地域についても同様である。

(総務課長) そのとおりである。丸子地域自治センターにも東内村、西内村の時代の資料がある。あまりにも古い資料であること、当時は手書きであったこと、また当時戦時中で貴重な資料もあることからあえて昭和の大合併までという限定つきで残したいという趣旨もある。

(委員) 平成の大合併はどうなるのか。

(総務課長) 全て残すわけにはいかないと思うし、その当時に比べれば戦争があって云々という時代でもない。文書を見てもパソコンやワープロが主流の時代であるため、原本の重要性はそれほど高くないのではないかと思う。(3)について、基本的には、昭和の大合併までに作成した旧役場文書については全て保存していこうということであえて載せさせていただいた。平成まで延ばしてしまうととてもではないが、今あるものを全て残さなければならなくなってしまうため大変である。

(委員) 昭和の大合併は昭和32～33年ごろか。

(総務課長) 上田市の場合は、対象としては最後に川西村が合併した昭和48年頃までと考えている。

(委員) この文言を見たときに非常に喜ばしいことだと思ったし、よくここまで決断してくれたと思う。明治、大正のものは全てと思っていたが、昭和をどの辺りで区切るのかと思っていたところ、こういう文言で出てきたため、いいことだと思う。合併という事業ではなくて合併の時期までということであるため、塩田町の場合は昭和45年まで、川西村の場合は昭和48年まで、それ以前のもの全て保存ということとなる。全て残すという点が素晴らしいと思う。合併の時に取捨選別され、資料的には限定的になってくると思うので可能かと思うが、それでも膨大な量だと思う。

(総務課長) 昔の塩田町や川西村の役場に文書が保存されているが、地元の方がそこに文書があることを承知されていて、ぜひ残してほしいという要望もあった。よく行って中を見ているが、かなり古くなっている現金出納簿のようなものから様々な文書があるが、中を読むと戦時中にどんなことがあったか等の記載もあり、廃棄されてしまったものもあるかと思うが少なくともこれからは基本的には廃棄せずに残していきたいという趣旨であえて(3)に書かせていただいた。

(委員) 全て残るということは素晴らしいことであると同時に、実際に公文書館がオープンしてからは、その文書を公開にするか非公開にするか等の判断を全てしていかなければならず、判断が非常に難しく、作業が大変になるかと思う。

(総務課長) 地元の方から塩田地域自治センターの文書を見せてほしいと情報公開請求があり、1日付き添ったが、中を見ると個人情報も多く見受けられた。カメラで撮影されていたため、個人情報については撮影を遠慮いただいた。中を見ると、戦時中の資料で死亡原因が自殺と書いてあり、自決されていたという内容のものもあり、かなり貴重な資料だろうと思った。

(委員) 上田市の農林水産業の様子はどう見るのか、商工業はどうなっているのかなどはどこでどう判断するのか。

(総務課長) あくまでもこれは大まかな基準であるため、具体的には詳細のものをこれから作成する。

(委員)上田市で外国人はどのくらいの割合を占めるのかなどの人口移動、宗教、スポーツ、文化等個々の問題について言及していった場合、その資料があるかどうかという場合に、この4項目の中で括られているのか。括られていないとすれば別の括り方はあるのか。

(総務課長)より詳細のものを作成する。

(委員)公文書館ができる前か、準備室段階か、収集基準を作っていないかなければならない。

(委員)県立歴史館の時は準備室段階で作った。

(委員)大まかに括っているところと覚えきれないくらい細分化されているところとある。

(委員)細分化は必要ない気がする。やはり判断は大変であるが、余計なことは書かずに「等」とするのが一番いい。作業を進めていけば当然やらなければならない内容となるのでは。

(総務課長)個々にあたって判断しなければならなくなる。

(委員)図書館と文書館と博物館では趣旨が違う。図書館の場合は利用者が手に取ってみるということが前提で、博物館は研究目的で展示品を見るということの方が多と思う。他県の例で、図書館にあったものを博物館に持っていきこうとしたら、図書館で公開するから寄贈したんだという寄贈者からのクレームがあったと聞いた。そのようなことも念頭に置き、各館の目的、利用形態が違うということを考慮した上での選別も必要かと思う。

(総務課長)寄贈・寄託の際に本人の意向をお聞きした上でお預かりするため、展示の場所等の変更の際は本人や御遺族の意向を再度お伺いした上でということになると思う。

(委員)次の回に提言が出るのか。この地域の特徴を盛り込んだ文章を作って提言していただきたい。どこの地区でも変わらないのでは意味がない。上田の地域の特徴をしっかりと謳った上でそれに沿った公文書館を作っていきたい。そのように提言を掲げて公文書館ができているところは必ずしも多くない。そうすれば上田市の文書館は特徴ある文書館になる。

## (2) その他

- ・次回懇話会は、12月24日(木)13時30分から開催することで了承された。

## 4 閉会